が行う自立訓練（機能訓練）（規則第六条の六第一号に掲げる自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う事業所（以下「共生型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所等」という。）の指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	百分の七十
(1)　(略)	
(2)　(一)　利用定員が十一人以下の指定自立訓練（機能訓練）事業所等（共生型自立訓練（機能訓練）事業所を除く。以下この(一)において同じ。）の利用定員（以下この(一)において「利用定員」という。）の数に三を加えて得た数を超える場合	
(二)　(略)	

ロ　指定自立訓練（機能訓練）事業所等（共生型自立訓練（機能訓練）事業所を除く。以下このロにおいて同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員（下欄において「看護職員等」という。）又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十（看護職員等の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十）

のぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所等」という。）の指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	百分の七十
(1)　過去三月間の利用者の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合	
(一)　利用定員が十一人以下の指定自立訓練（機能訓練）事業所等（指定障害福祉サービス基準第百六十二条において準用する指定障害福祉サービス基準第八十九条又は指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に三を加えて得た数を超える場合	
(二)　(略)	
(2)　(略)	

ロ　指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十